

## 池田町間伐報償金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林の公益的機能の維持・増進を目指しながら、木材産業の活性化を図るため、町有林において伐採、玉切り、搬出（以下「伐採等」という。）を行った者に対し報償金を交付する事に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報償金の対象者)

第2条 報償金の交付対象者は、次に掲げる者（以下「研修会参加者等」という。）とする。

- (1) 平成29年度又は平成30年度に池田町林業グループが実施したチェーンソー取扱研修会、健全な森づくり研修会、伐倒・搬出研修会又は作業道敷設研修会に参加した者
- (2) 池田町林業グループの会員である者

### (伐採等の実施)

第3条 町長は、町有林内で伐採等を実施する際、研修会参加者等に対して事業の実施日時、実施場所、作業時間及び作業内容等を通知し、研修会参加者は通知の内容に応じて伐採等を行うものとする。

### (報償金の金額)

第4条 報償金の額は、前条の規定により町が通知する作業時間1時間につき1,000円とし、予算の範囲内で交付する。

### (報償金の交付手続き)

第5条 報償金の交付を受けようとする者は、池田町間伐報償金交付請求書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (傷害保険の付保)

第6条 町長は、伐採等を行う研修会参加者等に対して、傷害保険を付保する。

### (報償金の返還)

第7条 町長は、申請がこの要綱に違反したとき、又は報償金の申請に不正行為等があったときは報償金の交付の決定を取消し、又は既に交付した報償金の返還を命ずる事ができる。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

池田町間伐報償金交付申請書

年 月 日

池田町長 様

住所

氏名

㊦

下記の通り伐採等を実施したので、池田町間伐報償金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

実施日	実施時間	単価	計	備考
月 日 ( )	: ~ :	1,000円/時	円	
月 日 ( )	: ~ :		円	
月 日 ( )	: ~ :		円	
月 日 ( )	: ~ :		円	
月 日 ( )	: ~ :		円	
月 日 ( )	: ~ :		円	
月 日 ( )	: ~ :		円	

以上